

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 参加規則

平成 17 年 4 月 1 日 制定
平成 22 年 7 月 28 日 改定
平成 24 年 4 月 1 日 改定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規則は、KG-NET・関西圏地盤DB運営機構（以下、「DB 機構」という）に参加する DB 利用会員（以下、「会員」という）の参加規則を定めたものである。なお、KG-NET は、関西圏地盤情報ネットワークの略称である。

第 2 章 目 的

第 2 条 会員は、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を広く公益のために利用することを目的とする。ここで、“公益”とは、学術的研究、防災、一般も含む建設事業の安全・効率化等の広い意味での公共の利益に寄与する活動のことをいう。

第 3 章 会 員

第 3 条 会員は、次の 2 種よりなる。

- (1) KG-C 利用会員 … 関西圏地盤情報協議会 (KG-C) の行政構成員及び公益構成員でデータベースを利用するもの
- (2) 一般利用会員 … KG-C 利用会員以外でデータベースを利用するもの

2 会員の入会及び退会の手続きは、書面の提出をもって行う。

3 会員は、代表者や連絡担当者に変更のある時は、DB 機構に速やかに書面で連絡する。

第 4 章 データベースの利用

第 4 条 会員は、データベースの利用に際して、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守する。また、一般利用会員は、入会時に「データベースの利用に関する誓約書」を提出する。

2 データベースの提供は、「関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版」（以下、「DB-Web 版」という）等で行う。会員のユーザーID と個別パスワードは入会時に発行する。新年度のパスワードは、毎年「DB 利用連絡会」（以下、「連絡会」という）にて発行する。

3 DB-Web 版の使用有効期限は、翌年度の 9 月 30 日までとする。DB-Web 版の利用は、1 利用（ユース）で 1 インストール・PC とする。

第 5 章 会費とデータベース利用の権利

第 5 条 会員は、毎年、DB 利用会費（以下、「会費」という）を DB 機構に支払う。会費額は、年 10 万円とする。

2 会費の請求は年度始めに行う。年度途中の入・退会に対して会費の減額・返金は行わない。

3 会員は、会費の納入をもってデータベースを利用する権利を得ることとする。

付 則

1. 第 3 条の変更は、平成 22 年 7 月 27 日から施行する。

2. 第 4 条第 2, 3 項の変更、および第 4 条第 4 項の削除は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。